Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-08-03

日本で可能な違法収益吐き出し制度（特集 MRI事件をもとに違法収益吐き出し法制を考える）

中川，丈久

(Citation)
現代消費者法,46:81-87

(Issue Date)
2020-03-15

(Resource Type)
journal article

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008316

特集Ⅱ MRI事件をもとに違法収益吐き出し法制を考える②

日本で可能な違法収益吐き出し制度

神戸大学教授 中川丈久

1 はじめに

本稿は、MRIインターナショナル詐欺事件（以下、「MRI事件」という。詳細は五十嵐論文を参照）における違法収益剥奪の経緯を日本法に置き換えるとどのように理解することができるのか、そして日本法における立法上の課題がどこにあるのかを説明しようとするものである。

MRI事件の経緯で最も印象的なのは、米国において、民事手続（クラスアクション）、行政手続（SEC〔証券取引委員会〕による調査と提訴）、刑事手続（DOJ〔司法省〕による捜査と刑事起訴）が、同時並行しつつ、（まさにラグビーのごとく）臨機応変に役割を分担することによって、違法収益の剥奪による消費者被害の回復を実現している様子である。

MRI事件のような詐欺事件の後始末は、基本的に、民間（被害者や弁護士）の手に負える問題ではない。米国式クラスアクションであっても、被害救済まで至ることはなかなか期待できないのであり、本件でクラスアクションが提起されたのは、米連邦政府当局に問題の深刻さを印象づけるためであった。MRIのごとき詐欺組織に対峙するべきなのは、本来的に消費者保護行政当局であり、刑事当局である。米国法では、こうした複数のチャンネルが絡み合うことで、違法収益をできるだけ保全し、いくらかでも被害者に返還することが可能になっていることがわかる。

もう一つ印象的なのは、MRIの財産の散逸・隠匿を防ぐために、当局が初動時に行った財産保全措置の有効性である。SECやDOJの申立てに応じて裁判所がした保全決定（temporary restraint order やpreliminary injunction）により、包括的な財産凍結がなされている。それがあって初めて、MRIの違法行為の認定や返還義務の認定（判決）と、その執行を進めることができている。

翻って、日本法をみると、少なくとも消費者法の分野においては、法令違反事業者から違法収益を剥奪する必要があるという問題関心こそ広く共有されているものの、具体的な法制度は、なお生成途上である。

そこで以下では、日本法の現状を確認し、何が、違法収益剥奪法制の立法を妨げているのかを考察する（2）。そして、日本で可能な法制度の姿として3点を述べる。第1に、民事法、行政法、刑事法の「法の三原色」を縦横無尽に使う制度設計をすること（3）、第2に、規制対象を「従順層、中間層、極悪層」の3層に分けて、制度の状況対応能力を高めること（自主規制や共同規制を含む）（4）、第3に、初動時に違法収益を包括的に保全する措置を、日本の基本法制に対する特例として立法すること（5）である。

なお、MRI事件の経緯は、越境型の消費者被害事案について、各国の行政当局者間の情報共有その他の連携（条約や行政協定などに基づかない行動）がいかに有効であるかという点でも、印象的である。独立行政法人国民生活センターの越境消費者センター（CCJ）の活動に加え、こうした当局間のインフォーマルな連携による国境を越えた消費者被害回復のあり方は、それ自体非常に重要なテーマであるが、本稿では扱わない。

2　日本法における違法収益剥奪の制度

(1)　関連法制の現状

法令違反の行為によって得た違法収益は、英語ではill-gotten gainsなどと呼ばれ、日本語（俗語的表現）では、やり得などといわれる。違法収益の「吐き出し」（剥奪）をさせる目的は、①違反繰り返しの防止と、②被害の回復である。すなわち、①違法収益が違反者の手許に残されると、罰金刑その他の制裁を受けても、それを上回る利得が残りかねず、違反を繰り返す誘因となること、②違法収益が被害者に由来するときは、被害者に返還されるべきであることが根拠である。

この考え方は、刑事手法を用いて、特定の犯罪類型については実現されている。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）の平成18年改正による「犯罪被害財産の没収および追徴」のしくみ（その隠匿散逸を防ぐための没収保全・追徴保全の制度を伴う）、および同年に制定された犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（被害回復給付金支給法）の給付金請求制度である。

また、詐欺等の犯罪被害につき民事手法を用いる立法例として、平成19年に制定された犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）がある。金融機関が口座凍結し、被害者が金融機関に請求するという法制を設けている。

では、消費者法分野という切り口からみるとどうだろうか。比較法的には、消費者被害を生じさせた事業者に対する違法収益の剥奪が必要であるというのが、普遍的な考え方である[1]。

日本法においても、消費者被害回復のための違法収益剥奪への関心はある。平成21年に成立した消費者庁及び消費者委員会設置法の附則６条は、「政府は、消費者庁関連三法の施行後３年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」としている。

これを受けて消費者庁において検討が進められ、まず立法に結実したのが、平成25年制定の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」、いわゆる消費者裁判手続特例法である（平成28年10月より施行）。これにより、民事手法として、特定適格消費者団体による「共通義務確認訴訟」と「簡易確定手続」からなる被害回復手続が採用された。

そして、平成25年に公表された「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の報告書は、違法収益を剥奪して被害者に返還するための手段として、行政処分や行政が提訴する方法などのほか、行政による財産保全のしくみを検討している。しかし、具体的な行政手法の立法提案をするまでに議論を煮詰めることはできなかった。

その後、この報告書と直接の関係はないものの、違法収益の剥奪の観点から注目するべき行政手法の立法例がいくつか現れている。まず、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に課徴金制度を導入した平成26年11月改正により、事業者から被害者への返金分が課徴金から控除されることとなり（景品表示法10条・11条）、自主返金のインセンティブが設けられた（平成28年施行）[2]。そして、平成28年の特定商取引に関する法律（特定商取引法）改正により、被害者への返金を命じる措置命令とも読める条文が置かれたが、そのような趣旨であると理解してよいのかどうか明確にはなっていない[3]。

このように日本法では、いまだ、行政当局（消

1　2007年の経済協力開発機構（OECD）理事会勧告は、詐欺的取引の消費者被害の救済制度として、Ⓐ消費者個人によるもの、Ⓑ消費者集団によるしくみ（集団訴訟や消費者団体による訴訟）、Ⓒ消費者保護当局（consumer protection enforcement authorities）が消費者のための救済を行ったり促進したりするしくみの検討を、加盟国に求めた。比較法研究の例として、特集「消費者被害の救済と抑止の手法の多様化」現消40号（2018年）の各国についての論稿を参照。

2　この自主的返金のインセンティブ制度の評価として、中川丈久「改正景品表示法における課徴金制度」現消32号（2016年）43頁～45頁を参照。

費者行政当局）がイニシアティブをとって違法収益を剥奪する立法がない。行政手法が（ほぼ）完全に欠落しているという意味で、消費者法としての違法収益の剥奪制度について、日本法はなお足踏み状態にあると評価せざるを得ない。

(2) 足踏みの原因

足踏みの原因として私が推測するものは、次の三つである。

第1に、立法過程において、民事法、行政法、刑事法の3手法を総合して問題対処を図るという包括的アプローチが欠けることである。私の経験する限り、日本の立法過程では、これら3手法のどれか一つだけに視野を絞って検討し、立法しようとする傾向が強い。結果として、限られた場面でしか有効でない法制度をあらゆる場面に使おうとする無理が生じる。

第2に、行政当局が違法収益剥奪を主導することは過剰な規制だという、事業者側の強い懸念がある。

第3に、違法収益剥奪に必要な保全の制度を仕組もうとすると、既存の基本法制との齟齬が問題となることである。

以下では、こうした三つの懸念にそれぞれどう対応するべきかを述べる。

3 対策その1：民事法・行政法・刑事法の総合的検討をする

(1) 法の三原色

民事法を用いた手法（民事手法）、行政法を用いた手法（行政手法）、刑事法を用いた手法（刑事手法）を、私は「法の三原色」と呼んでいる。あらゆる法制度は、その目的に沿って、3手法の一つ、または二つ以上の組合せによって、設計されているからである[4]。自主規制や共同規制は、行政手法の一種である[5]。

たとえば、消費者法とは、「安全」、「表示」、「取引」の3領域における「消費者被害」の「防止と回復」を目的とする法分野である[6]。そして、その目的（政策目的）を達成する手段（政策手段）として、消費者契約法、製造物責任法、景品表示法、特定商取引法、消費者安全法、消費生活用製品安全法など、多数の法律がさまざまな法制度を定めている。政策手段たる各制度は、民事手法（契約法理、不当利得法理や不法行為法理などに基づく民民間の請求）、行政手法（許認可制度、禁止と措置命令、課徴金納付命令など）、刑事手法（刑事処罰）のうちから一つを用いて、または二つないし三つの組合せで、つくられている[7]。

そこで、消費者法分野における違法収益剥奪の制度設計は、概要、次のようになる。

第1に、民事手法を用いるならば、被害者または消費者団体と、加害者との間の法律関係（私法上の法律関係＝民事上の法律関係・民事責任）を根拠に、被害者等が加害者を提訴し、不当利得返還請求ないし損害賠償請求をするというアプローチになる。これについては、民法に基づく訴訟のほか、上述した消費者裁判手続特例法がある。MRI事件では、クラスアクションがこれにあたる。

第2に、刑事手法を用いるならば、国に対する加害者の刑事上の法律関係（刑事責任）を設定し

---

3 特定商取引法7条1項柱書が、「訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる」と定めているのは、違法収益返還措置命令を含むように読める。同項柱書の措置命令権限の対象は、現在進行中の違反行為であろうが、過去の違法行為はその後始末がない限り、現在進行中と読めるのではないかと思われる。とはいえ、当局がこの条文の趣旨をどう理解しているのかは、今なおはっきりとしない。

4 中川丈久「消費者行政の課題」行政法研究20号（2017年）217頁～219頁。

5 中川丈久「日本における公的規制・民事裁判・自主規制」論ジュリ25号（2018年）178頁～179頁。

6 北川善太郎『消費者法のシステム』（1980年）271頁～291頁（「消費者被害論」と名付けて、「商品の欠陥」、「不当表示」、「取引方法」に関する「私法レベルの被害」と「公法レベルの被害」の「救済」という体系的理解を提唱）、中川丈久「消費者」公法研究75号（2013年）188頁・193頁～194頁（北川提案に予防と刑事手法を加えて、本文で述べた体系的定義を提示）、菅富美枝『新消費者法研究』（2018年）87頁～121頁（英国消費者法を「消費者被害の抑止と救済」として説明）などを参照。

7 中川・前掲（注6）191頁～194頁。

て、没収刑を科し、没収金を被害者に配分するというアプローチになる。日本では、特定商取引法や特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）違反の犯罪行為についての法改正がなされたならば、組織的犯罪処罰法と被害回復給付金支給法による消費者被害の回復が可能となる。これはまさにMRI事件でDOJがしたforfeiture & restitutionに（ほぼ）対応する日本の法制である。

第３に、行政手法を用いるならば、行政庁が属する国や地方公共団体と事業者の間の法律関係（公法上の法律関係＝行政上の法律関係）を設定することにより、①事業者に行政処分で被害者への返金を命じる（返金命令）というアプローチや、②事業者の違法収益の没収命令（国庫納付命令）、ないし課徴金納付命令をして、国庫から被害者に配分するというアプローチが考えられる。これについては、すでに別稿で論じているのでそちらを参照されたい[8]。MRI事件では、SECによる提訴がこれにあたる。

なお、前述した平成26年改正景品表示法により導入された課徴金減免制度（事業者が自主的な返金措置をとったならば、課徴金額を減免する制度）の場合、違法収益は自発的な返還措置によって移転が完了する（被害回復）。それは違反の繰り返し防止の機能ももつ（被害防止）。そして、返金分を控除してもなお残る課徴金額があることにより、違反の繰り返しを一層強力に予防する（被害防止）。

それゆえ、課徴金の額が違法収益分と同等かそれ以下の水準で設定されると（景品表示法11条３項はこれを容認している）、事業者が被害者に違法収益を返金するという当然のこと（民事訴訟が提起されればせざるを得ないこと）をしただけで、課徴金が消滅してしまう。これでは、課徴金納付命令の導入根拠であった強い違反抑止力が失われてしまうことが懸念される。このような事態を防ぐには、返金命令と課徴金納付命令をそれぞれ立法し、自主返金があれば返金命令は行わないが、それとは別に、課徴金納付命令は出しうるとしたうえで、違反の自主申告（これは現行法にもある）や、返金の仕方その他の事情を総合的に勘案して、課徴金納付命令額を減免するしくみのほうが望ましかったのではないかと思われる。

(2)　英米法に関する注記

ここでMRI事件の理解のため、比較法の観点から、いくつか付言しておく。

第１に、英米法のディスゴージメント（利益吐き出し）法理は、民事法の不当利得法理の一類型である。その不当利得法理の延長線上に、SECが、裁判所にそのエクイティ上の権限行使として（この権限について、近々、連邦最高裁判決が出される見込みである）、被告にディスゴージメントを命じる判決をするよう求めることができるという判例上の取扱いが続いている。この判決が出ると、SECは、法令違反者たる被告から違法収益を吐き出させ、それをもとにディスゴージメント基金を設定し、被害者に返金を行うこととなる。

第２に、米国のcivil money penaltyは、違法収益を国庫に吐き出させることを目的とする措置ではない。違反行為の反復抑止のための、文字どおりのペナルティ＝制裁金という行政手法である。そのため、違法収益の剥奪の権限（たとえば行政庁が、違法収益をディスゴージメント基金に吐き出させて、被害者に返還するという権限）とは別建てで立法されているかどうかに常に注意する必要がある。

第３に、米国法でSECがMRIを被告として提訴している手続を日本法に置き換えるならば、民事訴訟ではなく、行政庁が私人を提訴して判決（形成判決）を得るという形の行政訴訟である。もっと端的にいえば、こうした提訴手続は、日本法では行政処分として立法されている。行政処分（不

8　中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第３版〕』（2018年）40頁～46頁〔中川丈久〕、中川丈久「消費者被害の回復」現消８号（2010年）34頁。さらに、曽和俊文「悪質業者の規制と被害者の救済」同22号（2014年）33頁、および宗田貴行「行政処分による消費者被害救済」同40号（2018年）51頁も参照。ちなみに、公正取引委員会『消費者政策の積極的な推進に向けて』（2002年）は、景品表示法違反に対する抑止力強化として、排除措置命令で購入商品の回収・代金返還を命じることを提案していた。

利益処分）は、理論的には、行政庁が私人を裁判所に提訴して形成判決を得るという手続を簡略化（裁判手続を省略）したものにあたる[9]。

公法上の法律関係は、法令が事実に適用されることにより直ちに発生するほか、行政庁がする行政処分によってつくることも、行政庁の提訴を受けて裁判所がする判決によってつくることも可能である。米国法では、後二者について、行政による提訴、行政処分、それら両方の選択という三つの立法上の選択肢がある。日本法でも、行政庁による提訴は立法可能であり、宝塚市パチンコ条例事件の最判（最判平14・7・9民集56巻6号1134頁）もその方法を抽象論として認めている。行政による提訴というしくみは、保全措置がとれることを含め、実はさまざまに魅力的なのであるが[10]、日本法にはいまだ導入されていない。

4 対策その2：ターゲットを3層に分ける

(1) ターゲットのモデル化

規制の実効性を確保するには、そのターゲットを「従順層、中間層、極悪層」という3層に分けて、それぞれに応じた手法を構築することが重要である。〔表〕のように、とるべき手法が異なるからである[11]。

〔表〕 ターゲットの三層モデル

従順層	指導勧告で十分。自主規制・共同規制が有効。
中間層	対決しつつ、和解もするという硬軟両様の手段が必要。
極悪層	被規制者を壊滅させる手段が必要。

わかりやすいのは、極悪層である。ある場所、ある時期に荒稼ぎをした後、行方をくらまし、別の場所で別の名称で詐欺商法を繰り返す。これは犯罪者集団であり（事業者の顔をしているだけである）、基本的に所在が不明であり、財産の把握も難航するタイプである。

他方、中間層は、逃げたり隠れたりが難しいという意味で、通常の事業者である。業法で監督官庁がある事業者は、当局に把握されているので、中間層の典型である。業法などがなくとも、事業者が逃げるつもりがなければ、これにあたる。

従順層は、業界を代表する著名事業者であり、評判に最も敏感な事業者たちである。法令違反が発覚し、評判に傷がつくと考える限り、行政指導だけでも十分に法令遵守をしようとする。

同じ法人でも、部門によって従順層と中間層に分かれうる。また、中間層から極悪層（詐欺師集団）に転落することもある。MRIは、まさに中間層、転じての極悪層であったかもしれない。

興味深いことに日本では、従順層こそが、違法収益の剥奪法制に強く反対しているように思われる。万が一にも、自分たちにそのような命令がかかることを心配しているのである。

しかし、問題を起こしても、評判にかかわると考えればすぐに対応する従順層の反対により――霞が関の立法過程に登場する事業者は基本的に彼らだけである――、中間層や、とりわけ極悪層に対する法規制ができないのは、全くもって本末転倒である。そこで、自主規制ないし共同規制を持ち込むことで、従順層（＝立法過程に登場する経済界代表）の過剰な心配を取り除くことが、中間層や極悪層に対する立法を進めるために必要である。

(2) 民行刑3手法の使い分け

違法収益剥奪のための民事刑事行政の3手法とも、論理的にはどの層にも使うことは可能である。

9 中川丈久「行政訴訟の基本構造(1)」民商150巻1号（2014年）26頁～27頁（「行政処分の裁判手続化」）を参照。

10 行政が提訴する場合、保全手続として緊急停止命令を得たうえで（米国法のTROやPIによる財産凍結命令、仮レシーバー任命などにあたる）、判決手続による本案判決として、新たに禁止義務や返還義務等を形成する判決を得て（米国MRI事件のjudgmentがこれにあたる）、さらに執行手続として強制執行をすることとなる。保全段階でカタがつく可能性が高いことや、本案訴訟に進むような事案は、行政処分をしたとしても提訴される可能性が高いことなどを考えると、行政による提訴は、私人の側からみて適正手続保障が万全であるだけでなく、行政の側からみても効率的なのではないかと思われる。

11 中川・前掲（注5）178頁。

しかし、ターゲットごとに有効な手法は異なるから、それを使い分けると効率的である。

従順層には、民事手法が原則である。たとえば、「大学入学金不返還特約は消費者契約法違反か」といった、純粋に消費者法政策上の論点を争うような訴えを、従順層を相手に起こすのが、集団訴訟の本来の姿である。消費者裁判手続特例法に濫訴を抑制するためのさまざまな仕掛けがつくられたのは、被告として従順層を想定していたからであるといわざるを得ない。

従順層に対しては、行政手法を使うまでもない。業界代表者との合意形成に長けた霞が関（地方規模の事業者であれば地方公共団体の長部局）が指導するので十分である。平成26年改正景品表示法に導入された自発的返金のインセンティブ制度（課徴金の減額）は、従順層であればうまく機能すると思われる。

行政手法は、中間層にこそ硬軟両様で使うべきものである。行政庁が強く出れば、納得する可能性の高いのが中間層である。納得すれば、処分前の勧告、指導で落着するであろうし、納得しなければ、行政処分を裁判で争うことになる。このように、中間層への対応は、硬軟をあわせもつ必要があるので、対決（提訴）と妥協（和解）の両方を使い分ける法律家のメンタリティが必要である。行政手法は、少なくとも不利益処分の場合は、霞が関や地方公共団体の公務員のメンタリティよりは、交渉と対立を使い分ける弁護士のメンタリティにこそ合っていることには、注意しておく必要がある。

中間層に対しては、民事手法も機能しうる。しかし、証拠収集の壁のほか、財産隠しを行う相手であると、たとえ特定適格消費者団体であっても、訴訟を通した被害回復という機能は見込みがたい。この場合は、行政当局に問題の深刻さをアピールするために提訴するといった使い方がせいぜいである（ちょうどMRI事件がそうであったように）。

極悪層には刑事手法しかない。極悪層には、徹底的な対決をしなければならないので、警察と検察が対応するほかはない。民事手法は、極悪層には全く歯が立たない。居場所も財産のありかもわからないと提訴しようもないからである。行政手法も同様であり、命令など聞く耳をもたないのが極悪層である。

以上のように大雑把な使い分けができると考えたうえで、実際には、三つの手法を臨機応変に使い分ける必要がある。

たとえば、中間層だと思って行政手法で対応しているうちに、実は極悪層であると見立てを変えたならば、刑事手法を追加して発動する必要がある。その際、行政機関と捜査当局の間でどのように情報を共有するかが課題となる。クロスボーダーな消費者被害では、関係国の当局間の情報共有が重要であるように、国内事案であっても、行政当局（それが複数あればその間）および刑事当局間の十分な意思疎通と役割分担が必要である。

5　対策その3：財産保全の特例をつくる

違法収益剥奪の実効性を確保するためには、財産の隠匿・散逸を防止するべく、初動段階で有効な保全措置をとることが、何より重要である。初動で保全措置をとる相手として念頭に置くべきは、極悪層は当然として、中間層を忘れてはならない。中間層でも普通に財産隠しを行うおそれがあると想定すべきである。

その観点からすると、組織的犯罪処罰法が、起訴前と起訴後の没収保全（同法22条）・追徴保全（同法42条）の制度を置いているのは当然のことである。民事保全法では、仮差押えに財産特定が必要であるため（同法21条）、財産調査を、調査権限なき私人である申立人側がしなくてはならないなど、制約はあるものの、制度としては存在する。消費者裁判手続特例法も、特定適格消費者団体による仮差押命令の申立てを認めている（同法56条）。

これに対して、行政処分には、そもそも「仮の行政処分」的な意味での保全の制度が一般的には存在しない（わずかな立法例として、国税徴収法159条の保全差押えのほか、非訟としての緊急停止命令があるくらいである[12]）。

そこで、さしあたり消費者法分野における特定

の法令違反に関する行政手法による違法収益剥奪に限定して、特別な財産保全制度を立法することが適切である。こうした特例的な立法は、珍しいものではない。行政上の保全については、すでに上述のとおり、わずかながら租税その他の分野で立法例がある。保全以外の分野をみると、消費者裁判手続特例法は、まさにそうした工夫の一例であり、民事訴訟法はそのままに、場面を限定した特例として立法された。組織的犯罪処罰法もまた、そうした特例立法の例である。

返金命令、没収命令、課徴金納付命令などをしようとする初動時において、行政庁が必要とする保全措置は、民事保全法でいう仮差押命令、組織的犯罪処罰法でいう没収保全、追徴保全に相当する措置である。

預貯金や貸金庫であれば金融機関という管理者がいるので保全しやすいが、不動産については、仮管財人を任命するという制度づくりが必要になるであろう。

また、行政庁が相手を、極悪層やそれに近い中間層と見立てた場合の保全措置として、財産開示命令を伴う包括的な財産凍結命令を立法することが肝要である。違法収益の剥奪という目的に照らし、被害回復のために違法収益保全の必要性が認められる限り、消費者の被害総額（行政庁がこれを知るために、顧客名簿を入手する等の調査権限の強化、証拠保全の強化も、別途求められる）に相当するまでの財産価値を保全するべきであるところ、どの財産を現実に確保できるかはわからないし（探索し切れなかったり、保全措置破りがあったりする）、不動産等は価値が変わる。そこで、申立人において特定できる財産に限定することなく、当該事業者が法的に支配する一切の財産に凍結措置の効力を及ぼすのである（それゆえ、国内のみならず、全世界に所在する財産に法効果をもつという域外適用を法令で明示することが望ましい）。そして、相手が開示命令に応じることで財産が確保できた度合いに応じ、凍結措置を徐々に解除する。

事業者財産の保全さえできていれば、返金命令が出た後に、それを資金化して被害者への返金計画を立案して返金実施をする作業は、適格消費者団体等に委託可とすることも考えられる。

6 おわりに

行政による違法収益の剥奪法制を立法せず、特定適格消費者団体の提訴活動に期待するほかないなどという現状は、政府の怠慢である[13]。われわれが認識すべきことは、消費者団体訴訟に、従順層のみならず、極悪層から中間層までオールラウンドに対応することを期待するのは、そもそも無理な話だということである。民事手法のみならず、刑事手法や行政手法も準備したうえで、事案によってその三つともを発動したり、一部のみを発動したりすることによって初めて、違法収益の移転が（それでも部分的に）実現される。これが、MRI事件から得られる知見である。

（なかがわ・たけひさ）

12 労働組合法や独占禁止法に、労働委員会や公正取引委員会が、行政処分をする前の保全措置として「緊急停止命令」を裁判所に申し立てるという非訟事件扱いの規定がある（労働組合法27条の20、独占禁止法70条の４）。

13 競争法分野でこの旨を喝破した内田耕作「アメリカ独禁法における消費者救済制度」彦論316号（1998年）39頁と、その指摘が消費者法にもあてはまることを強調する松本恒雄「消費者被害の救済と抑止の手法の多様化」現消40号（2018年）４頁・５頁を参照。